

平成25年度環境技術実証事業運営等業務  
(実証運営機関)

実施計画書(案)

公開用

平成25年7月

株式会社エックス都市研究所

## 目次

1 . 業務の背景と目的	1
2 . 業務の基本方針	1
3 . 業務全体のフロー	3
4 . 業務内容	4
4.1 環境技術実証事業ウェブサイトデザインの改善等	4
4.1.1 環境技術実証事業ウェブサイトの改善	4
4.1.2 環境関連の学会、団体、地方公共団体等とのリンク	4
4.2 環境技術実証事業の普及に向けた業務	6
4.2.1 今年度広報計画の策定と 自治体経営企画セクション等に対するPR戦術の検討	6
4.2.2 環境関連展示会における環境技術実証事業の普及	6
4.2.3 環境関連学会における環境技術実証事業の普及	6
4.2.4 地方公共団体・環境関連団体等との連携の検討	6
4.2.5 他施策と連携補助	6
4.3 基本的な事業運営に関する業務	7
4.3.1 次年度実証機関の選定について	7
4.3.2 事業実施結果（実証試験結果報告書を含む）の検証	7
4.3.3 各技術分野の実証試験要領の策定又は改定について	10
4.3.4 実証事業実施要領の改定案の作成	10
4.4 事業の改善等に関する業務	11
4.4.1 フォローアップ・アンケート、ヒアリング調査等の実施	11
4.4.2 新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討	11
4.5 国際連携等に関する業務	12
4.5.1 IWG - ETVへの出席	12
4.5.2 国際標準化に向けたワーキンググループへの出席	12
4.5.3 国際電話会議への出席	13
4.5.4 諸外国の動向調査等	13
4.6 各種会議体等の設置・運営	14
4.6.1 事業運営委員会の準備・開催	14
4.6.2 国際小委員会の準備・開催	14
4.6.3 実証技術分野見直し検討小委員会の準備・開催	14
4.6.4 実証試験結果検証小委員会の準備・開催	14
4.7 その他の業務	16
4.7.1 ロゴマーク交付時期等の検討	16
4.7.2 実証番号及びロゴマークの交付事務の補佐及び企画・管理事務の補佐	16
4.7.3 過去に交付された実証番号及びロゴマークに係る企画・管理補佐事務	16
4.7.4 報告書の作成	16
5 . 調査実施スケジュール	17

## 1 . 業務の背景と目的

環境省は、既に適用段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する環境技術実証モデル事業を平成15年度より実施してきた。その実績を踏まえ、平成20年度からは環境技術実証事業として本格実施している。

本業務は、環境技術実証事業実施要領(以下、「実証事業実施要領」という。)に基づき、実証運営機関と定めた業務に加え、必要に応じて、本事業に係る環境省の業務を補助することを目的とするものである。

## 2 . 業務の基本方針

本業務実施にあたっての基本コンセプトと具体的実施方針を以下に示す。また、(1)現状の環境技術実証事業に関する課題認識、及び(2)昨年度業務における到達点と課題、課題に対する本年度への改善策(案)を次ページ以降に整理する。

### <基本コンセプト>

環境技術実証事業の本来の目的や位置づけに立ち返り、環境技術の普及、ひいては環境保全と環境産業の発展に対して有効で、技術開発者(実証申請者)及び当該技術利用者(発注者・一般消費者等)、実証機関、環境省担当部局の納得が得られる持続可能な仕組み・制度としての『好循環P D C Aサイクル』の確立を目指す。

### <具体的実施方針>

- 1) 当事業の本来の目的や位置づけを明確化した上で、P D C Aに基づく管理・運営を行う。
- 2) 普及拡大に関しては、ウェブサイトや多様なP R機会活用を含め、効果的・効率的なP Rを行うことにより、登録事業者や当該技術利用者にとっての『好循環』を実現する。
- 3) 多様な技術分野に関して、統一的・統合的な管理を行いつつ、各実証機関の熟知度や分野の特性に応じた管理を実現する。
- 4) 「市場ニーズ」の高い技術分野の検討等を含め、持続可能なシステムとして機能するためのルールや仕組みの確立を図る。
- 5) E T VのI S O化への対応を含めた国際連携を通じて、より洗練された仕組み(例:実証手続の手順等見直し)への発展を目指すとともに、当該分野における日本のプレゼンス向上に貢献する。

< 参考：現状の環境技術実証事業に関する課題認識 >

( 1 ) 当事業の本質的な目的

トップランナー企業の育成

『良質な先進的環境技術を開発する環境配慮型企業』に一定の『インセンティブ』を与えることにより当該技術や製品の普及拡大を図る。

環境保全効果の見える化

客観的な環境保全効果等を実証・公開することにより、『環境保全効果の見える化』を図る。

環境保全効果の拡大

普及の進んでいない『良質な先進的環境技術』の普及促進を図る。

( 2 ) 当事業の主な機能・役割

開発された技術を第三者の視点で客観的に実証する。

実証結果を公開することにより、『良質な技術』とそれ以外の技術を識別する。

実証結果の公開やロゴを通じて、『良質な企業』とそれ以外の企業を暗示的に識別する。

実証試験要領の公開等を通じて、技術開発事業者に開発の動機づけを与える。

事業全体と通して、トータルとしての環境保全に貢献する。

( 3 ) 当事業における課題例

『技術実証』を重視するあまり、技術開発者に使いにくく、技術利用者に分かりにくい仕組みになっているのではないか？

対象技術分野が本来的な社会のニーズからかけ離れてきているのではないか？

事業の自己目的化が進行しているのではないか？

環境技術開発者が普段、情報源にしているような媒体等（例：地方公共団体の「環境セクション」よりも「経営企画や製品開発・支援セクション」）へのPR活動が不足しているのではないか？

表 2-1 現状の環境技術実証事業における課題（例）

区分	課題
認知度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業全体の認知度が低い。</li> <li>・ 事業者への勧誘活動に活用可能なツールがない。</li> <li>・ 環境省や個別の技術分野における継続的な環境展示会への出展が望まれている。</li> </ul>
対象技術等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象技術分野が必ずしも市場ニーズが高くない。</li> <li>・ 継続的な実証対象技術数の確保が困難である。</li> <li>・ 技術分野間の連携等が不十分である。</li> </ul>
事業時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証試験の公募期間が、事業者が申請しやすいタイミングに合致していない。</li> <li>・ 実証試験結果報告書等の公表が、実証申請者がPRしたいタイミングに合致していない。</li> </ul>
アウトプット・事業手法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトプットである実証試験結果報告書・ロゴマーク・実証冊子等の効果的な活用方法が共有されていない。</li> <li>・ 具体的な手数料額が示された資料がない。</li> <li>・ 実証申請者が果たすべき役割が実施要領、実証試験要領に分かれて記述されており、一元的に把握することができない。</li> </ul>
PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証試験結果報告書等が、受け手（消費者やユーザ）にとってわかりやすいものになっていない。</li> <li>・ 各種ツールの利用実績データがPRに活かされていない。</li> <li>・ PRに関する環境省、実証運営機関、実証申請者の連携が不十分である。</li> <li>・ 実証申請者が対外的なPR（営業活動）を行うための材料の提供が不足している。</li> </ul>

### 3. 業務全体のフロー

本業務の全体フローを図 3-1 に示す。

本業務は大きくは、1)環境技術実証事業ウェブサイトの改善等、2)環境技術実証事業の普及に向けた業務、3)基本的な事業運営に関する業務、4)事業の改善等に関する業務、5)国際連携等に関する業務、6)各種会議体等の設置・運営、7)その他の業務、に区分できる。

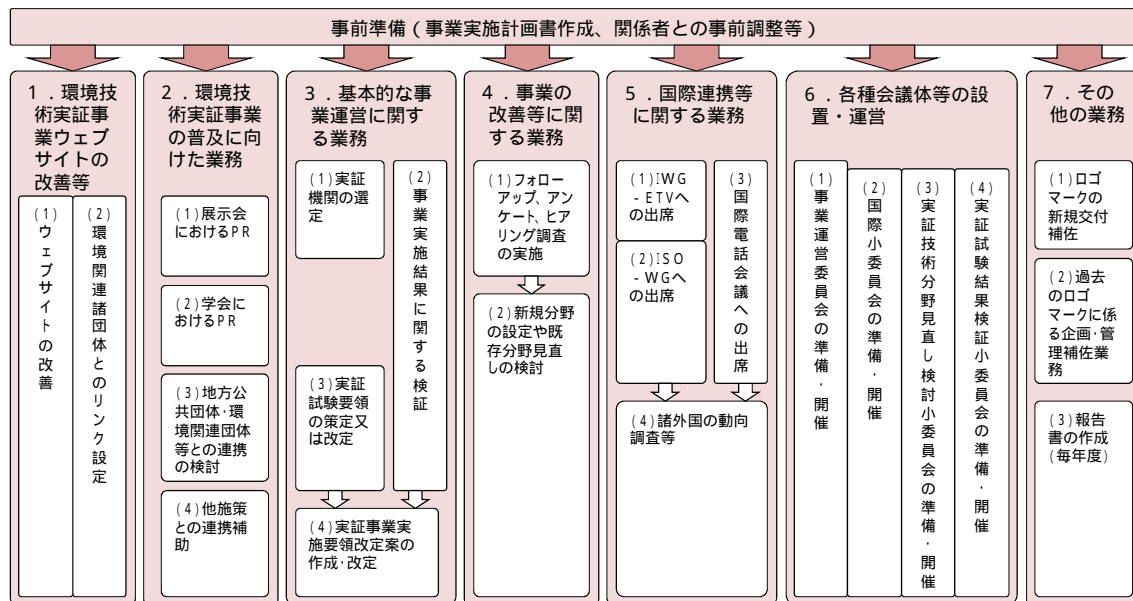


図 3-1 本業務の全体フロー (案)

## 4 . 業務内容

### 4.1 環境技術実証事業ウェブサイトの改善等

#### 4.1.1 環境技術実証事業ウェブサイトの改善

昨年度作成した環境技術実証事業ウェブサイトのレイアウト・デザインについて、環境省（環境研究技術室、各担当課室）実証機関との役割分担を整理しつつ、早急に公開に向けた準備及びリニューアルを行う。

また、昨年度レイアウト・デザインの基本的なコンセプトを踏襲する前提で、追加コンテンツ等の改善策を検討し、ページを改善する。また、実証事業実施要領、実施体制図、実証事業の流れ、対象技術分野の概要、実証済み技術一覧等において更新又は新規作成すべき箇所について、環境省担当官の承認を得た上で、ウェブサイト掲載用のページ（日本語・英語）を作成する。英語版ウェブサイトについては、改定版ウェブサイト（日本語版）のページのうち、どこまでを対象としてコンテンツを作成するかを含めて検討する（例えば、諸外国に対する日本のプレゼンス向上の観点では、実証対象技術のリスト等を整理することは重要と考えられる一方、実証試験結果報告書そのものの英訳は困難であり、このようなコンテンツの作成範囲を明確化する必要がある）。

さらに、環境省から指示があった場合には、テキストやリンクの更新・追加、ページの追加（10ページ程度）やページ遷移の修正等の作業を行う。

#### 4.1.2 環境関連の学会、団体、地方公共団体等とのリンク

本事業の有用性を一層高めるため、広報・普及啓発等の観点から高い効果が望める環境関連の学会、団体、地方公共団体等の10程度へのリンクを行う。これらについては、事前に正式承諾を受けるとともに、相互リンクの依頼を行う。また、実証機関との相互リンク、及び必要に応じてURLが存在する実証済技術の実証申請者に対してもリンクを検討するとともに、相互リンクについても実証機関を通じて依頼する。



図 4-1 昨年度再構築したウェブサイトデザイン

## 4.2 環境技術実証事業の普及に向けた業務

### 4.2.1 今年度広報計画の策定と自治体経営企画セクション等に対するPR戦術の検討

実証対象技術数の確保状況に関する分析を行い、分析結果を踏まえて今年度広報計画を策定する。また、環境技術開発者が普段、情報源にしている媒体等として、自治体の「経営企画や製品開発・支援セクション」等が考えられるが、過年度のETV事業では、これらのセクションとのネットワークが構築されていない、もしくは働きかけが弱かったことを踏まえ、これらのセクション等に対する「PR戦術」を検討し、働きかけを行う。

なお、これらの計画策定及びPR戦術の検討に当たっては、実証機関（必要に応じて過年度の実証機関等も含む）に対する十分な意見集約を行う。

### 4.2.2 環境関連展示会における環境技術実証事業の普及

上記4.2.1で選定した展示会（2イベント）において、必要に応じて実証機関や実証済み技術の実証申請者とも連携しながら、広報活動・成果発表等を実施する。出展に当たっては、ブースを拡大し、実証機関や実証申請者などを幅広く呼び込むとともに、来場者の理解を促すため、実証済技術の実物も展示できるような体制ができないか、検討する。

### 4.2.3 環境関連学会における環境技術実証事業の普及

上記4.2.1で選定した学会（3イベント）において、広報内容の作成に当たり、必要に応じて実証機関や実証済み技術の実証申請者とも連携しながら、広報活動・成果発表等を実施する。

### 4.2.4 地方公共団体・環境関連団体等との連携の検討

先進的環境技術を評価する取組みは、本事業のみならず、地方公共団体、環境関連団体、海外においても実施されていることから、本事業の普及を図るため、有望な組織5～10団体程度を対象に、ヒアリングや意見交換を行った上で、効果的な連携手法を調査・検討する（一部については昨年度から継続）。

### 4.2.5 他施策との連携補助

環境省及び他省庁・自治体等で実施されている2施策程度（一部については昨年度から継続）との連携の検討及び実施について、有効性の検討、助言、資料作成等において環境省担当官を補助する。



#### 4.3 基本的な事業運営に関する業務

##### 4.3.1 次年度実証機関の選定について

環境省の実証機関公募に関して、昨年度抽出された課題を踏まえ、実証機関公募要領等を改定するとともに、実証事業実施要領及び実証試験要領に基づき、実証機関として適切な基礎を有しているかについて、専門的な知見から、次年度実証機関とすべき機関の選定に係る検討・助言を行う。実証運営機関は、実証機関の検討結果を環境省に文書により報告する。

実証機関の選定は以下の2つに関して行う。

- 1)平成 25 年度新規分野に関する実証機関の選定
- 2)平成 26 年度実証機関の選定

##### 4.3.2 事業実施結果（実証試験結果報告書を含む）の検証

各実証機関から2~3月にかけて提出される「実証試験結果報告書」のそれぞれについて、各実証機関担当者より報告を受け、事業の実施結果を検証する。検証に当たっては、昨年度抽出した報告書検証に関する今後の課題と対応方針案（表4-1参照）について実証機関への意見照会を行い、その結果を踏まえ、図4-2に示す報告書作成要領案の改定を行う。改定した要領案を用いて、事業実施結果（報告書を含む）の検証を行い、実証機関に対して有効な修正・是正を要請するとともに、次年度への改善策を検討し、検証結果及び改善策を環境省と実証機関に報告する。なお、円滑な運営のために、評価の視点はチェックリスト化して運用する。合わせて、必要に応じて実証機関からの意見集約を行い、報告書検証の効果を把握するための方策（例：実証冊子の場合、展示会来場者へのアンケート実施）について検討する。

また、実証冊子について、「実証済技術や当該技術分野の普及拡大」に向けて営業資料として活用可能な報告ツールへと、資料の位置づけの見直しを行うため（資料の呼称も「広報資料」に変更予定）、昨年度検討した機能・構成案を十分に反映した資料となるよう、図4-3に示す基本コンセプトと具体的方策の下、環境省が作成した素案に対する改善策の報告等を行う。

さらに、後述する各小委員会での議論を踏まえながら、本事業の普及を図るための企画・提案及び広報・普及啓発活動、新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討、諸外国制度との連携のあり方といった事業の円滑な推進のために必要な調査等の実施結果について検証を行い、必要に応じて次年度への改善策について提案する。

表 4-1 報告書検証に関する今後の課題と対応方針（一部、昨年度業務成果より）

項目	検証作業の中で出された課題	対応方針
全体	作成要領を踏まえて、実証試験結果報告書を作成する場合、作成要領を何らかの規定に位置づけた方がよいのではないか。	実証機関が、実証試験結果報告書を作成する時点で、作成要領を踏まえて作成できるように、各技術分野の実証試験要領に盛り込む等の方法が考えられるが、今後、実証機関協議会で、実証機関と調整を図る。
	実証試験結果報告書の記載ぶりを統一化して、見やすくするにしても、個々の技術分野の特性・実情を踏まえると、統一的な記載をすることができない場合があることから、たとえば、「必須区分」と「推奨区分」を設けるなど記載方法に幅を持たせてはどうか。	ご指摘を踏まえ、作成要領中に、「必須区分」と「推奨区分」を設けて、各技術分野の特性・実情に応じて記載方法に幅を持たせる。
2. ヘッダ	ヘッダに技術分野名及び実証番号の入った個別ロゴマークを添付すると、電子ファイルの容量が非常に大きくなるため、少なくなるよう工夫できないか。また、ヘッダにスペースがとられ、本文への影響が懸念されないか。	容量の小さい共通ロゴマークを使用することとする。これにより、一定の目的(事業周知)を果たすとともに、ヘッダのスペースについて、本文への影響を最小限に留めることができるのではないか。
3. 目次	目次構成は、統一された方がわかりやすいものの、各技術分野の特性・実情も踏まえる必要があるのではないか。	読み手の知りたい情報を把握し、体系的にわかる順番に整理する。その際、分野ごとに特性・事情は異なるものの、目次の大項目程度は揃えるよう調整する。
4. 実証全体概要	システム系ではない、製品単体の技術は、実証対象がわかりにくいため、視覚的な概要図等を導入してはどうか。	ご指摘を踏まえ、概要図等を盛り込むことを検討する。 この際、実証申請者に対し申請時に情報提供を求めることも一案であるが、昨年度第3回運営委員会において、建材試験センターから、「60件以上の実証対象技術について、すべて委員の皆様へ審議していただき、報告書に載せるのは、非常に困難だと感じる。申請書類として出してもらっては構わないが、報告書においてどのような枠組みで対応していくのか検討してほしい」との御意見をいただいている。申請書類として出していたいただいた概要図等について、最低限のチェックを行った上で報告書に掲載するとした場合、どのような問題が生じるのかを把握、調整していく必要がある。

実証試験結果報告書作成要領 Ver1.0(試行案)

本実証試験結果報告書作成要領（以下、「作成要領」という。）は、各技術分野の特性や実証機関の自由度を妨げることないように配慮することとする。平成 24 年度は試行段階であり、試行による課題の抽出を重視し、実証機関において記載等が難しいものを無理に一律に要求するものではない。

作成要領の様式は、以下のとおり項目に対する記載要領を記載することを基本に、記載例を示すこととする。これにより、記載要領の内容を理解しやすくするとともに、“例”を参考に各分野の各実証機関の特性により応用してもらうこととする。

項目については報告書作成に必ず反映させてほしい「必須事項」と実証機関の判断で適宜創意工夫して記載する「推奨事項」に区分し明記した。

項目	区分	記載要領	記載例
0) 報告書全体	必須	客観性、第三者性の確保 報告書は、実証申請者にとって過度に有利・不利なものではなく、「第三者実証」の趣旨を十分に体现した内容とする。 技術の PR に自由度の確保は必要だが、実証試験結果報告書に記載する項目は、試験結果等から客観的に導かれる事項に限り、客観性や裏付けのない事項を記載するとか、誇張を追認するようなことがないように留意する。	
	推奨	報告書頁数 報告書頁数は、本文を概ね 50 頁以内程度で作成し、必要な詳細データは参考資料として巻末に添付することとする。	これまでの提出・承認された報告書の多くは、本文が 50 頁程度で作成されている。

図 4-2 実証試験結果報告書作成要領 Ver1.0 (試行案)(一部、昨年度業務成果より)

<基本コンセプト>

読み手にとっての(1)入手しやすさ、(2)関心のある情報の見つけやすさ、(3)理解しやすさ等を向上させることにより、「実証済技術や当該技術分野の普及拡大」に向けて最大限の効果が得られるような資料を目指す。

<具体的方策>

- 方策 1 : 実証申請者が販促資料として活用する際に特にアピールしたいと考えられる、「実証対象技術分野の環境保全効果等」、「実証済技術等の事例」等を前面に出した目次構成に変更する。
- 方策 2 : 資料の分量を圧縮するため、実証試験結果報告書概要部分を見開き 2 ページ程度の個票形式に改めることを検討する。
- 方針 3 : 読み手にとって利用しやすく、容易に検索可能なものとするため、(1)表紙・タイトルのインパクト改善、(2)目次の詳細化、(3)「用語の解説」や「従来技術情報」等の拡充を行う。
- 方策 4 : 資料の入手しやすさの向上のため、事業ウェブサイトでの公表を検討する(合わせて報道発表も行う)

図 4-3 広報資料作成に係る基本コンセプトと具体的方策 (昨年度業務成果より)

#### 4.3.3 各技術分野の実証試験要領の策定又は改定について

実証機関よりそれぞれ提出される「実証試験要領(案)」について、専門的知見から検討・助言を行う。実証運営機関は運営委員会の助言・指導等を受けた上で、当該年度の実証試験要領を取りまとめる。これについて、環境省から承認が得られた場合は、実証運営機関は、速やかに承認された実証試験要領を策定し、実証機関及び環境省に送付する。(環境省担当官は、送付された実証試験要領を速やかに環境技術実証事業ウェブサイト公表する。)

なお、各実証試験要領の改定点の中で、各分野共通で対応することが望ましいと考えられる事項についても、次年度の実証事業実施要領等へのフィードバック等を行う。

また、平成 25 年度新規技術分野については、新規実証機関が適切に実証試験要領案を作成できるように適宜支援を行う。

#### 4.3.4 実証事業実施要領の改定案の作成

事業の実施結果・評価等を踏まえ、効果的な事業運営に向けた、実証事業実施要領の改定案を作成する。作成した改定案に対しては、運営委員会の助言・指導等を受け、その結果を環境省に報告する。

#### 4.4 事業の改善等に関する業務

##### 4.4.1 フォローアップ・アンケート、ヒアリング調査等の実施

本事業の改善点を明らかにするため、前年度の実証申請者、及びこれまで実証申請を行ったことがなく、かつ前年度未調査の事業者を対象とした、アンケート調査（フォローアップ・アンケート）を実施する。内容及び回答者については、100名程度を想定している。

また、上記の調査結果を「実証申請者の声」として具体的に情報発信（ウェブサイト、リーフレット等）することを目的として、アンケート調査の結果等から事業の普及に向けて有用な回答が得られた実証申請者等8名程度に対し、ヒアリング調査等を実施する。

##### 4.4.2 新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討

既存の実証技術分野の実施状況の見直し及び既存の実証技術分野以外の環境技術への実証申請者からのニーズが想定されることから、これまでの実証運営機関及び実証機関から報告される調査等の結果を踏まえ、新規実証技術分野の設定や既存技術分野の休止・統合すべき分野の設定に向けた検討・助言を行う。

具体的には、平成27年度以降の新規技術分野の設定に向けて、後述する小委員会での検討結果や環境技術実証事業の国際動向を踏まえ、ボトムアップアプローチに重点を置いて、以下の検討を行う。なお、新規技術分野の設定に当たっては、平成24年度事業実施要領における規定（a．技術実証ニーズ、b．普及促進に向けた有効性、c．類似制度の有無、d．実証可能性（実施体制等、実証試験要領の策定可能性）e．環境行政における有用性等）をベースとしながら、我が国としての技術的先進性・国際競争力の観点を加えて検討する。

- (1) 環境技術の開発者側のシーズ調査、ユーザー側のニーズ調査の実施
- (2) 環境技術全般の動向のマッピング
- (3) 有望な新規技術分野の設定

合わせて、休止・統合すべき既存技術分野の設定に向け、技術分野の再構築に関する方針（分野休廃止基準を含む）の決定、優先度評価について検討を行う。

#### 4.5 国際連携等に関する業務

##### 4.5.1 IWG - ETVへの出席

諸外国（カナダ、EU、フィリピン等）の環境技術実証制度との交流・連携を進めていくための国際会議（第10回IWG - ETV）が開催される予定であり、これに参加する。

実証運営機関は、環境省担当官に随行（1名を想定）し、各国の環境技術実証制度の概要、他国との連携の動向等に関する情報収集等の対応を行い、環境省担当官のサポートを行うとともに、環境省担当官のプレゼンテーション資料について、環境省と協議の上で作成する。

<第10回IWG - ETV>

時期・期間：平成26年1月頃（移動を含めて5日間程度の旅程を想定）

場所：カナダ

##### 4.5.2 国際標準化に向けたワーキンググループへの出席

国際標準化機構において、5月に環境技術実証事業の国際標準化の草案を検討するワーキンググループが立ち上げられ、6月に第1回が開催された。今後、平成25年10月に第2回、平成26年1月に第3回が開催される予定となっており、これに参加する。

実証運営機関は、環境省担当官または環境技術実証事業に深い見識を有するエキスパートに随行（1名を想定）し、各国の国際標準化草案に対する主張やこの草案による影響について情報収集等の対応を行い、環境省担当官またはエキスパートのサポートを行うとともに、環境省担当官の発言に係る資料について、環境省と協議の上で作成するとともに、エキスパートの委嘱手続等の事務を行う。

<第1回ワーキンググループ開催予定>

時期・期間：平成25年6月25日～26日

場所：ボツワナ・ハボローネ

<第2回ワーキンググループ開催予定>

時期・期間：平成25年10月2週目頃（移動を含めて5日間程度の旅程を想定）

場所：カナダ

<第3回ワーキンググループ開催予定>

時期・期間：平成26年1月末頃（移動を含めて5日間程度の旅程を想定）

場所：パリ

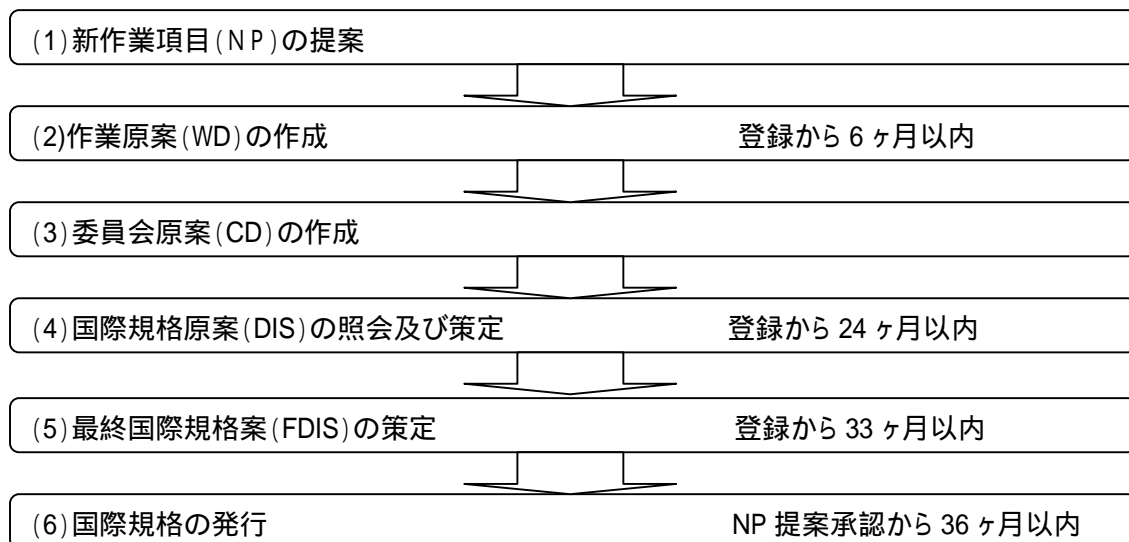


図 4-4 ISO 規格の制定手順 (参考)

#### 4.5.3 国際電話会議への出席

2 か月程度ごとに開催される電話会議に出席し、議論の進捗を聴取する。

#### 4.5.4 諸外国の動向調査等

上記 4.5.1～4.5.3 に関する事前準備や各国の制度・動向に係る情報収集・整理等に際しては、SC4 国内対応委員会等と適切な役割分担・連携の下、必要に応じ、各国の実証事業担当者にコンタクトを取り、電話・メール・直接の面談等により、最新情報の把握等に努めるものとする。

具体的な検討事項としては、以下の3点を想定する。

- (1) ISOドラフトに関する分析
- (2) 同ドラフトが国内ETVに及ぼす影響及び得失整理
- (3) 国内ETVに不利な規格とならないような体制づくり(交渉体制確立等)及びわが国のスタンスに関する適切な情報発信

#### 4.6 各種会議体等の設置・運営

##### 4.6.1 事業運営委員会の準備・開催

本業務の実施にあたっては、(ア)実証機関の選定、(イ)各技術分野の事業実施結果(実証試験結果報告書を含む)に関する評価、(ウ)実証試験要領の策定又は改定、(エ)実証事業実施要領の改定案の作成、(オ)本事業の普及を図るための企画・提案及び広報・普及啓発活動、(カ)新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討、(キ)諸外国制度との連携のあり方の各事項に関する検討プロセスと検討結果の有効性、妥当性、適切性を確保することを目的として、「環境技術実証運営委員会」を設置する。

委員数は16名とし、運営委員会は年度内に3回程度開催する(7月、12月、3月を想定)。

表 4-2 環境技術実証事業運営委員会の開催時期および審議のポイント

回	開催時期	審議ポイント
第1回	7月24日	平成25年度事業実施計画に関する検討 中小水力発電技術分野の実証機関の審査 分野別実証試験要領に関する検討(第2弾分、タイミングが合えば)
第2回	12月	新規技術分野の設定及び既存技術分野の見直しに関する検討 事業の普及拡大に向けた具体的方策の検討 次年度の実証事業実施要領に関する検討 次年度の実証機関選定方法に関する検討
第3回	3月	次年度の実証事業実施要領の改定に関する取りまとめ 平成27年度対象技術分野の拡充に関する取りまとめ 次年度の実証機関の審査

##### 4.6.2 国際小委員会の準備・開催

国際標準化に関する事項については、平成25年6月より本格的に議論が開始される、環境技術実証事業の国際標準化原案を踏まえ、求められる事業体制の変更等を反映した事業実施要領の改正案を示すとともに、標準化により想定される影響を定量的・定性的に調査するための審議を行うことを目的として、事業運営委員会構成員を含む7名程度で構成する小委員会を年3回程度(東京23区内)開催する。

表 4-3 国際小委員会の開催時期および議論のポイント(案)

回次	開催予定時期	議論のポイント(案)
第1回	5月30日	ISO-ETVドラフトの分析と対応方針の検討 第2回ISO-WGまでに必要な調査の検討 この他、開催目的と方向性の確認、進捗状況の共有等を実施
第2回	8~9月頃 (ISOの前)	第1回ISO-WGの結果報告 調査結果と第2回ISO-WGへの対応方針の検討 この他、現時点での国内事業の諸課題の整理と今後必要となる作業の整理(事業実施要領の改正を含む)
第3回	12~1月頃 (ISOの前)	第2回ISO-WG、IWG-ETVと最新動向の報告 国内事業の諸課題と第3回ISO-WGへの対応方針の検討



#### 4.6.3 実証技術分野見直し検討小委員会の準備・開催

新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討に関して、事業運営委員会構成員を含む4名から構成される小委員会を年2回開催する。

#### 4.6.4 実証試験結果検証小委員会の準備・開催

実証機関より提出される試験結果報告書の評価・改善に関して討議する場として、事業運営委員会構成員を含む4名から構成される小委員会を年2回開催する。

#### 4.7 その他の業務

##### 4.7.1 ロゴマーク交付時期等の検討

現在、環境省が個別ロゴマークを交付するのは5月～6月であり、実務上は、実証機関が交付事務を行っている。この場合、年度をまたぐこととなるため、何らかの情報の引き継ぎについて整理する必要があると考えられる。

そのため、ロゴマーク交付時期の見直しや実証申請者等の情報の引き継ぎに関する論点（例：実証試験要領の見直しの可能性）を整理した上で、これらの課題に対する改善策を検討する。検討結果について実証機関への意見照会を行い、その結果を踏まえた最終的な改善策を、環境省と実証機関に報告する。

##### 4.7.2 実証番号及びロゴマークの交付事務の補佐及び企画・管理事務の補佐

5月～6月にかけての実証番号及びロゴマークの交付に際して、環境省担当官より実証技術及び実証番号のリスト、及びai, pdf, jpegファイル形式にてロゴマークの「ひな形」の貸与を受ける。これを加工（新たに交付される実証番号を記入する等）の上、速やかに環境省担当官の確認を受ける。環境省担当官の交付手続きを待って、実証番号及びロゴマークを、対応する実証機関へ送付する。なお、新規に発行予定のロゴマークについては、78件程度を見込んでいる。

##### 4.7.3 過去に交付された実証番号及びロゴマークに係る企画・管理補佐事務

実証された技術について、実証事業実施要領に照らして、ロゴマークが適切に使用されていないかウェブサイト等を通じて随時確認し、万一不適正な使用を発見した場合は、速やかに環境省担当官に報告するとともに、当該使用者に対して、注意喚起を行う。

##### 4.7.4 報告書の作成

当該年度の実施事項等を整理した報告書を作成する。

## 5. 調査実施スケジュール

業務内容	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		備考
	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	
0. 事前準備																									
(1) 事業実施計画書の作成																									第1回運営委員会で承認
(2) 関係者との事前調整等																									
1. 環境技術実証事業ウェブサイトデザインの改善等																									
(1) 環境技術実証事業ウェブサイトの改善																									逐次対応
(2) 環境関連の学会、団体、地方公共団体等とのリンク設定																									逐次対応
2. 環境技術実証事業の普及に向けた業務																									
(1) 今年度広報計画の策定と自治体経営企画セッション等に対するPR戦略の検討																									逐次対応
(2) 環境関連展示会における環境技術実証事業のPR																									逐次対応
(3) 環境関連学会における環境技術実証事業のPR																									逐次対応
(4) 地方公共団体・環境関連団体等との連携の検討																									逐次対応
(5) 他施策と連携補助																									逐次対応
3. 基本的な事業運営に関する業務																									
(1) 実証機関の選定																									
(2) 事業実施結果に関する検証																									実証試験結果検証小委員会で討議
(3) 各技術分野の実証試験要領の策定又は改定																									第2弾分は逐次
(4) 実証事業実施要領改定案の作成・改定																									
4. 事業の改善等に関する業務																									
(1) フォロアアップ・アンケート、ヒアリング調査の実施																									
(2) 新規分野の設定や既存分野見直しの検討																									技術分野見直し小委員会で討議
5. 国際連携等に関する業務																									
(1) IWG・ETVへの出席 第10回IWG-ETV(H26.1頃)																									国際連携小委員会で討議
(2) ISOワーキンググループへの出席 第1回ワーキンググループ(H25.6.25-26)																									
第2回ワーキンググループ(H25.10月第2週頃)																									
第3回ワーキンググループ(H26.1月末頃)																									
第4回ワーキンググループ(次回TC207パナマ総会)																									
(3) 国際電話会議への出席																									2ヶ月に1回
(4) 諸外国の動向調査等																									逐次対応
6. 各種会議体等の設置・運営																									
(1) 事業運営委員会の準備・開催																									年3回
(2) 国際小委員会の準備・開催																									年3回
(3) 実証技術分野見直し検討小委員会の準備・開催																									年2回
(4) 実証試験結果検証小委員会の準備・開催																									年2回
7. その他の業務																									
(1) ロゴマーク交付時期等の検討																									報告書作成要領と合わせて検討・意見照会
(2) ロゴマークの新規交付補佐																									
(3) 過去に交付されたロゴマークに係る企画・管理補佐																									
(4) 報告書の作成																									毎年度末、H26は3年分